

★「特定事業交付金」の「申請方法」は2面で解説しています！

各地で取り組まれている「地域支え合い活動」の継続支援のため、「特定事業交付金」制度が設けられました。その詳細を特集します。

伊達市は12月15日付で「各地域自治組織代表者」宛に「地域支え合い活動に係る特定事業交付金について」という文書を発信しました。これは「各地でこれまでも取り組まれて来たく住民同士の支え合い・助け合い」を今後も持続継続させたい」として実施した「モデル事業の検証」を踏まえてスタートさせたもの。その狙いや、具体的な取り組み方法について詳しくレポートします。

山舟生、布川、田町で実施したモデル事業を踏まえく住民の支え合いをく地域自治組織の活動へ

・平成29年度から令和元年度までの3年間、梁川町山舟生地区、月館町布川地区、伊達町田町町内会では「共助社会構築推進事業」というモデル事業が実施されました。地域の困りごとを調査しそれを地域で解消する方法を探るためです。これを踏まえて制度設計されたのが今回の「地域支え合い活動に係る特定事業交付金」です。
 ・ですからこの制度には従来自然発生的に各地で取り組まれてきたく住民の支え合いを踏まえ、これを見える化した上で、各地の「地域自治組織の継続活動」にしていだけないかという行政の期待も込められています。

多かった困りごとが「見守り(高齢者の安否確認)」。だから「支え合い活動例」のトップにも「見守り」。

・12月15日に発信された文書は市長名の「①通知文書一式」ほか「②地域支え合い活動の手引き」等「7種類」に及びますが、この制度の下で地域自治組織は何をどうすればいいのかわかるためには、右に一部抜き出してある「②地域支え合い活動の手引き」を見るのが一番です。右上の図(P3)では「ご近所住民同士の支え合い」が「地域自治組織の活動」になることで「利用会員⇄協力会員の支え合いが見える化」されてくるのが判ります。

・右中の図(P12)では「利用会員が地域自治組織に利用申し込みをし」「地域自治組織が利用会員と協力会員のマッチングと協力会員への謝礼の労をとり」「協力会員が利用会員に支え合いサービスを提供する」という最もポピュラーな関係図を示していることがわかります。

・右下の図(P9)は「活動内容例」「謝礼の目安」を示し「どんな形で活動するか」の例を示しています。3地区のモデル事業で多かった支え合いメニューを「地域の困りごと」と「個人の困りごと」に大きく2分して例示してあります。なお「地域の困りごと解消」は「地域課題解決のための活動だから利用者負担なし」としています。

地域自治組織の活動開始時の「留意点」や「申請書の記入例」は2面で解説しています→

地域支え合い活動とは？(2)



② 支え合い活動の体制や役割分担を考える(6)

どんな形で活動するか



② 支え合い活動の体制や役割分担を考える(3)

どんな形で活動するか

◆活動の内容や謝礼等の目安(例)

種別	内容	単位(目安)	謝礼(目安)	種別	内容	単位(目安)	謝礼(目安)
地域の困りごと	見守り・見回り	1回	-	個人の困りごと	ゴミ出し	1回	100円程度
	除草・清掃				買物支援(おつかい)	1回	200円程度
	支え合い交流(サロン)				書かき(個人宅など)	15分	100円程度
	その他				片づけ・掃除	15分	100円程度
					庭手入れ(除草など)	15分	100円程度
					電線交換	1回	100円程度
					灯油入れ	1回	100円程度
					その他	15分	※支援内容に応じて設定

※ 本表は、次の考え方により、お礼としての基準例であり、あくまでも目安として目安額を支払ったものです。地域の事情に応じて、各団体が金額等を設定することができます。

「地域の困りごと」
 地域と住民が一体となり、地域課題の解決に向け取り組む活動であることから、「利用者負担なし」で例示しています。
 「個人の困りごと」
 個人の困りごとに対する地域の対応として、継続して支え合い活動を運営していくため、また、内容によっては無償だと協力者に負担を及ぼす理由から、「利用者負担あり」で例示しています。

事務局を整備し、支え合いメニューと体制を検討。2～3月を助走期間とした計画での申請はいかが？

・右の図（P16）は「地域支え合い活動」開始時の「留意点」を示したものです。何より活動の軸になる「事務局体制」を整えることの重要性を強調しています。その上で前のページで見て来た「支え合いメニューと活動体制と役割分担」を確認した上で「特定事業交付金」の申請に取り組んでみてはいかがでしょうか？

・下の文書はその「申請書」と「事業収支予算書」の記入例。「事業計画書」は省略していますがこの2つの文書からだけでも「2月1日着手、2月は活動立ち上げ準備期間」であり「支え合い活動の展開は3月」という計画であることがわかります。2021年1月22日が令和2年度分の申請書提出期限ですからくまらず令和3年度の本格展開に備えた「助走期間」と考える→こうした申請もよいのではないのでしょうか？

記入例

補助金等交付申請書

令和3年1月22日

伊達市長 須田 博行 様

住所 伊達市保原町舟橋180

氏名 ○○自治振興会

会長 伊達 太郎

(団体にあっては、団体名及び代表者名)

次の事業（事務）について、補助金等の交付を受けたいので、伊達市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により申請します。

補助事業等の名称	地域自治組織交付金（特定事業交付金・地域支え合い活動）		
施行場所	伊達市保原町舟橋 地区		
総事業費	150,000 円		
補助金等交付申請額	150,000 円		
事業の目的	地域主体の住民同士の支え合い（共助）の取組みを構築・実施することにより、地域の支え合いの輪を広げるとともに地域の絆を深める取組みを推進するもの		
事業の内容	<加算分（立ち上げ準備）> ※初年度のみ ・地域住民に対する利用意向調査や事務局体制の整備等を行い、地域支え合い活動の立ち上げ準備を行う。		
	<基本分> ・地域支え合い活動として、地域や地域住民の日常生活上のちょっとした困りごと等の課題解決を図るため、地域住民同士の支え合い活動を行う。		
着手、完了予定日	着手 令和3・2・1	完了 令和3・3・31	
添付書類	・地域自治組織交付金事業計画書（様式第1号） ・事業収支予算書（様式第2号） ・その他活動の計画や内容がわかる資料（総会資料など） ※「地域自治組織を広域的に統括する団体」が申請する場合のみ ・統括団体の組織運営体制等がわかる資料（会則や組織体制図等）		
摘要			

⑤地域支え合い活動を開始する(1)

開始時の留意点は

■事務局体制の整備

地域支え合い活動の実施にあたっては、会員同士のマッチング等を行うための「事務局」体制を整備する必要があります。

また、これらの活動を円滑に実施していくためには、定期的に、運営上の課題等の見直しを行うなど、利用者、協力者がともに利用しやすい、取組みやすい活動として運営していくことが重要です。

■個人情報の管理

地域支え合い活動では、利用会員等のさまざまな個人情報を知る可能性があります。協力会員は、本人の同意を得ずに第三者に個人情報を漏らさないように気を付けましょう。

また、登録者名簿などの個人情報が記載された記録（紙媒体やデータ等）についても、ルールを決めて適切に管理をすることが大切です。



■ボランティア保険等への加入

怪我や事故発生時等の場合の備えとして保険があります。活動内容等に応じて、保険に加入しておくことで安心して活動することができます。

※保険については、伊達市社会福祉協議会や各保険会社等にご相談ください。

記入例

事業収支予算書

団体名 ○○自治振興会

収入の部

項目	予算額(円)	説明
地域自治組織交付金 (特定事業交付金・地域支え合い活動)	150,000	基本分:100,000円 加算分(立ち上げ準備分):50,000円
合計	150,000	

支出の部

項目	予算額(円)	説明
<加算分(立ち上げ準備)> ※初年度のみ		
会議費	5,000	運営検討会議・資料コピー代等
消耗品費	30,000	活動準備用・事務用品費等
印刷製本費	15,000	利用意向調査(アンケート)チラシ等
小計①	50,000	
<基本分>		
会議費	10,000	支え合い交流会・資料コピー代等
消耗品費	30,000	会員登録証用ケース、会員台帳ファイル等
印刷製本費	30,000	事業周知チラシ、ポスター、利用申込書等
通信費	10,000	事務局マッチング用電話代
保険料	20,000	ボランティア保険料
小計②	100,000	
合計(①+②)	150,000	

※説明欄には積算、内訳など具体的内容を記入してください。

「交付申請書」「事業計画書」「事業収支予算書」は様式が決まっています。新年1月中旬を目途に「支援センター」HPからもダウンロードしていただけるようにする予定です。

「市民活動支援センター」は「地域支え合い活動」をサポートします！お気軽にご相談ください！

・「市民活動支援センター」は「地域支え合い活動」に取り組む地域自治組織をこれまで同様、応援します。「支え合いメニュー作成」「申請書作成」等で迷ったらお気軽にご相談ください。2021年からはHPに「地域支え合い活動サポートページ」も開設し申請書等のダウンロードもできるようにする予定です。

年末年始休暇のご案内

12月29日(火)から1月3日(日)は年末年始休暇とさせていただきます。

伊達市市民活動支援センター

電話番号: 024-583-2800 FAX: 024-583-2820

○開館: 毎週・月～金曜(土・日・祝日・休館)

伊達ふれあいセンター3階まで

午前9時～午後6時 mail bz004492@date-civilsupport.jp

